

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和8年度の保険料について

令和8年度の後期高齢者医療保険料は、令和7年中の所得に基づいて計算されます。令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」が開始したことに伴い、従来の後期高齢者医療保険料（医療分）とあわせて子ども・子育て支援納付金（子ども分）を拠出いただくこととなり、医療分と子ども分をあわせた金額が後期高齢者医療保険料額となります。年間の保険料額は、7月に発送する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」にてご確認願います。

【保険料（医療分・子ども分）の計算の方法】

医療分 限度額85万円（年額） 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者一人あたり 55,385円	+	所得割額 被保険者の所得※ ×所得割率9.71%
子ども分 限度額2万1千円（年額） 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者一人あたり 1,374円	+	所得割額 被保険者の所得※ ×所得割率0.25%

※ 所得＝総所得金額等－43万円（基礎控除額） なお、合計所得金額が2,400万円を超える方は基礎控除額が少なくなります。

●医療分は、均等割額と所得割率が2年ごとに見直しされます。

令和8・9年度は、一人当たり医療給付費の増加や、医療保険制度改革による現役世代からの支援金の見直し（後期高齢者負担率の引き上げ）及び出産育児支援金の激変緩和措置終了などにより令和6・7年度と比べると均等割額は5,973円、所得割率は0.15ポイント高くなります。

●子ども分は、全世代の方から拠出いただき、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みで、令和8年度から段階的に導入されます。令和10年度以降は医療分と同じく2年ごとに見直しされる予定です。

令和8年度の保険料軽減措置について

下記①・②の条件に該当される方は、医療分及び子ども分が軽減されます。

① 均等割額の軽減

軽減割合	対象者の所得要件 (令和7年中の世帯主と同一世帯の被保険者との総所得金額等の合計額※ ¹)
7割軽減※ ³	43万円+10万円×(給与所得者等の数※ ² -1) 以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数※ ² -1)+31万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数※ ² -1)+57万円×被保険者数 以下

●均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。

ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の方のみ適用）を差し引いた金額となります。

※1 世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に、「10万円×（給与所得者等の数－1）」を計算します。

※2 給与収入が55万円を超える方、または公的年金等に係る所得がある方（公的年金等の収入が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方）。

※3 令和8・9年度については、医療分に限り、均等割額の7割軽減に加え、更に0.2割軽減を行います。

② 被用者保険※の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年経過する月までの間に限り5割軽減となります。（ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。）

※被用者保険とは協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称。国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。

お問い合わせ先

可児市役所 国保年金課 高齢者医療係 TEL0574-62-1111